

令和6年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和6年12月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年12月16日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和6年12月16日			午後02時22分
応招(不応招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不 応 招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課	矢 立 健	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	山 本 美 和	
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課	執 柄 健 一		福 祉 課		
	企 画 観 光 課 長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企 画 観 光 課	西 史 子		建 設 課	那 須 研 太 郎	
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危 機 管 理 防 災 課			農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦	
	農 委 事 務 局 長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第3号	一般質問 監査委員の選任について 多良木町議会議員の派遣について
-------	--

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、一般質問を行います。
順番に発言を許可いたします。
4 番、魚住憲一議員の一般質問を許可します。
4 番、魚住憲一議員。

魚住憲一議員の一般質問

○4 番（魚住憲一議員）

通告に従い一般質問を行います。
質問事項 1、町長の進退について。

これまで執行部と議会がともに協力して行ってきた施策は、我々議員から見たとき、これは議員である私の私見ですけれども、センセーショナルな派手さはないけれども、多良木町の将来を見通した施策、町長の言葉を借りれば撤退の政治を含め、地道に着実にやってきたという印象を持っていますが、町長の目から見たとき、どのような施策を行って来られたのか。それを総括したときは、それはどういう言葉になるのか。

(1) 町長の任期が残り 2 か月ほどとなったが、町長が行ってきた施策の総括を伺います。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。
町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

おはようございます。

今、魚住議員のご質問がありましたので、これまでやってきたことをちょっと述べてくれということでしたので、ちょっと時間が少しいただいてですね、お話をしていきたいというふうに思います。

ここ数年、町の将来を見通してですね、幾つか事業を行ってきました。

これらの事業は全てですね、議会の皆さん方のご指導とあわせ、ご理解とご協力があって初めて、なし得たことですのでそういう意味では、議会の皆さん方に心から感謝をいたしております。ありがとうございます。

多良木中学校の建設費にはですね、22 億 5,000 万円ほどかかっております。

建設全体の約 81%は国費で賄われております。現在想定される最終的な町の持ち出しは約 4 億 3,300 万ほどですので、約 19%ほど、20%に満たない金額で、町のお金をそれだけ出せばいいと、最終的にそういう形になることが想定をされております。

これまで議員の皆さん方と、本会議の席上で議論の中で、先ほど魚住議員おっしゃったように撤退の政治という言葉を使いながらですね、不採算部門の圧縮に努めてきたところでしたが、国も県もまだ豊かだった時代にですね、補助金とか交付金を使ってやったいろんな事業、そしてそういう建物がですね、ことごとく現在老朽化しております。

研修センターもそうですし、えびすの湯もそうですし、堆肥センターもそうですし、もろもろ古くなってきてる。そういう施設がたくさんあるわけですね。

私が就任した当時、まだ町の直営でありました、第 1 保育所、第 3 保育所、こちらは今、たらぎ保育園とくめ保育園ということで、多良木町の手から離れてですね、民営化、社会福祉協

議会のほうで民営化をしていただいております。これがまず最初の撤退の政治であった、だったなというふうに思っています。こちら議会の皆さん方のご了承を得てですね、社会福祉協議会のほうで経営をしていただいております。

また多良木学園とですね、ふれあいえびすの湯、こちらのほうは、この二つの大きな不採算部門をですね、課題がありましたので、ここに一定を、一定のめどをつけないとなかなか次には進めないということを思っておりましたので、それは議会の方々も一緒だと思います。

多良木学園を5年間にわたる指定管理を経て、相手方の社会福祉協議会、すいません、社会福祉法人のですね、ご英断もあったと思いますけれども、今回、覚書という形で令和7年の4月から民営化をしていただくような形、正式に合意文書は結んでおりませんがそういう形になりました。

多良木学園の民営化についてはですね、歴代の町村、町長はじめ、歴代の執行部が40年以上前からですね、何とかしなくちゃいけないということで、大分皆さん努力をされてきましたけれども、今回ようやく議会の皆さん方と執行部、そして、覚書という形ではありましたが、そういう形でやっと民営化の道筋が見えたんじゃないかなというふうに思っています。

これは将来の多良木町にとってですね、非常に大きなエポックメイキングな出来事であったというふうに思っております。

それから平成8年11月の開館当初から、不採算施設でありました赤字施設でありました、こちら歴代の議会の皆さん方と執行部がですね、何とかしなくちゃいけないというふうに思いながら、結局何ともならなかったふれあい交流センターえびすの湯です。

こちら平成8年の11月に開館をしておりますけれども、近年はですね、毎年4,000万を超える赤字を出しております。これに建物の修理とか部品の交換あたりが入ったときには、5,000万を超える赤字の不採算部門というふうになっておりましたので、これ以上ほっておけない状態になりましたので、議会の皆さん方にご相談をしまして、初めて値上げをさせていただきました。

令和8年から1回も値上げをしたことはなかったんですけど、今回、利用者の方々にもですね、ご理解をいただいたと思っておりますが、値上げをさせていただいて、そして、現在はですね、10時から10時までですかね、朝の10時から夜の10時まで、今営業を行っておりますけれども、こちら議会の皆さんにご相談をですね、3時から夜の9時までということで、半分に時間を区切らせていただいて来年の令和7年の4月から、半分という営業時間にさせていただきました。

こちらはずっと入っていただいていた方々には大変申し訳なかったんですが、お叱りを受けたこともありましたけれども、しかし、これは4,000万の赤字をこのまま見逃しておくわけにいかなかったもんですから、やっぱりそこは皆さん方にご説明をして、いろいろありましたけれども、何とかご了承いただいて、来年の4月から朝、開館10時だったのが、昼からの3時から夜の9時までということにご理解をさせていただきました。

人件費と燃料代だけで80%の歳出部分を占めておりましたので、1番燃料を使う露天風呂を完全に廃止をさせていただきます。こちらはですね、やはり利用されてる方々もいらっしゃいましたので大変申し訳なかったんですが、こちらを廃止させていただきました。

この多良木学園とえびすの湯の課題解決に際してはですね、いずれも、ここにありますが日田副町長とそれから、新堀課長、そして竹下課長、それから係長もおりますけれども、こちら私が言っているのかどうか分かりませんが、優秀な職員がおりましたので、何とかこれを自分の課題として引受けてくれまして、粘り強くですね、この解決に当たってくれたことが今回の道筋をつける1番大きな原因が原因というか、要因になったんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味で非常に職員の方々には感謝をしております。

もう一つ、堆肥センターについてですけどもこちらは、畜産農家にとりましては大事な施設ですので、皆さんとよく話をですね、今後どういう形で運営していくのか、その道筋を協議していくということになるかと思っております。

多良木町の南北の大動脈であります、錦湯前線ですね、久米のほうを通ってる。

それから、こちらの人吉水上線、こちら、まだバイパスが出来上がっておりませんので、非常に住民の皆さんには迷惑かけてましたけど、ようやく今道筋が見えてきましたので、あとは、収容についての、何件かのご相談が終われば、県のほうも着手していただけると。

人吉水上線については、あそこの里の城のところとですね、それから、自動車学校のところもそれから青蓮寺の前までですね、通っておりますので、あとはバイパスということになりますので、県のほうには重ねて要望していきたいというふうに思っています。

それから、再三、議員の皆さんから一般質問とあわせて、頼むということと励ましのお言葉をいただいております、多良木警察署ですね、こちらのほうは、皆さん方、テレビのニュースで見られたと思いますけれども、多良木町に残っていただくことになりました。

公立多良木病院とそれから消防組合とそして、警察、これが残ってるのは人吉と多良木町だけですので、今後多良木町がですね、この上中球磨の行政の中心として、今後、存立していく、そういう大きな節目のここ数年であったなというふうに思っています。

今多良木町の高齢化率が44.6%、になってます、すいません、44.8%ですね。

大変高齢化率が上がってきておりますので、こちら、やはり病院、公立多良木病院のですね、があるかないかでは、大変大きな差があると思うわけですが、これは常勤の先生方がいらっしゃるのと病院の経営というのは成り立ちませんので、常勤の先生を何とか獲得したいということで頑張っております。

前の〇〇町長時代にですね、私、公立多良木病院に1年半ほど在籍させていただきまして、病院関係のことはある程度分かっておりましたので、熊本大学のほうにお願いに行きまして、熊本大学の病院長の〇〇先生のほうにですね、お願いをして、そして先生に来ていただくということで、今、経営状況が非常によくなっております。

昨年が4億、一昨年が4億、本年、令和5年がですね、5億という非常にいい経営状況になっておりますので、こちらは今の1,700件ほど上球磨消防組合から救急車が行っておりますけれども、この88.5%は地元の公立多良木病院のほうで引受けていただいているということです。

それから、地元でですね、開業されてる開業医の先生方も、やはりどうしても自分の手に負えない患者さんもいらっしゃると思います。

そういう方々は、公立多良木病院のほうで見ていただくということで、地元の開業医の先生方も住民の方々もですね、非常に安心して暮らせるという意味では、病院というのは非常に大事なものであるということが思います。

5年ほど前までは数少ない基金をですね、2億円ずつ毎年取崩しながら経営していた公立多良木病院だったんですけども、今、〇〇企業長はじめですね、先生方の本当に頑張りで、スタッフの頑張りでここまで持ち直してきましたので、この状況をなるべく長く続けていって、地元の医療環境についてですね、きちんとした形をつくっていかなくちゃいけないなというふうに思っています。

それから、町の財政のほうはどうなのかといいますと、今回、中学校をつくるに当たって借金をしましたけれども、財政が健全なのかそうでないかをチェックする指標が四つあるんですけど、実質赤字比率というのがあります。

これは決して形式的には黒字であっても、翌年度収入をその年度の収入に繰上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰延べていたりということで、実質は赤字であるというものですよね。それは多良木町はありません。

それから、連結実質赤字比率というのがありますけど、これは特別会計も全部含んだところのですね、連結の赤字なんです。これも多良木町はありません。

それから、借金のほうの実質公債費比率ですね、町の借金もちゃんとした数字で推移しておりますし、多良木町が将来的に負担していかなければならない将来負担比率というんですが、これも順調に推移しておりますし、経常収支比率もですね80台で止まっておりますので、なかなか、この四つの指標を全部全てクリアしておりますので、多良木町は今健全な運営ができていいるということが言えると思います。

こうして議会の皆さん方とですね、しっかりと論議を重ねながら、派手ではありませんけど、地道に堅実にですね、町の将来を見据えて一つ一つの課題を解決してきたかなというふうに思っています。

この過程で、副町長としてこられた第一代の〇〇さん、亡くなられましたけど、そのあとにこられた〇〇さん、そして今、日田さんに来てもらってますけども、この将来、熊本県の幹部になれるお2人のですね、副町長に多良木町に来ていただきましたので、本当に県とのつなぎという意味では大きなこれからも多良木町の財産になるんじゃないかなというふうに思っ

おります。

県に帰られてもですね、皆さん方の職員の皆さんの質問にはきちんと答えていただいておりますので、私も本当にそれは多良木町にとってよかったなというふうに思っております。

こうしてベースになるものは大体できましたので、これからそのベースの上ですね、多良木町が大きく飛躍するための政策を積み重ねていくことが大切になってくると思います。

地域商社として今活躍してもらってる多良木財団もありますけれども、あんまり話が長くなるといけませんので、これくらいにしますけれども、44.8%という高齢化が進んでですね、1年間に生まれる子どもさんの数も30人を切ってしまいました。

子どもを産み育てる環境というのは行政が作らなくちゃいけないんですが、子どもさんが生まれるっていうのは、やはりなかなか、今の局面では難しくなってますよね。

立地協定は2件多良木町ありましたけれども、大きな企業を持ってくるとなかなか難しいと思います。

中学校跡と、将来的に多良木町に譲っていただけるかなあと思ってる県有地が2か所位、それから、堅牢な建物がですね、使えるだろうというのが二つほどありますので、こういったものを活用しながらですね、しっかりと頑張っていければ、多良木町のこれからは明るいんじゃないかなというふうに思ってます。

総括的になりますけどちょっと長くなりましたが、魚住議員すいません。

よろしくをお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

8年間の総括を詳しく説明、説明いただきましてありがとうございます。

それでは、町長はこれまで6月、9月に行われた同僚議員の質問に対して、次期町長選への出馬についてははっきりと言及はしてこられませんでした。その町長の任期も令和7年2月18日と、在任期間が実質2か月ほどとなっています。

この間、後援会の方々などと相談され熟慮してこられたと思いますが、そして本会議場での出馬の意向を伺うのは今回が最後の機会となりますが、ここで出馬されるのか、それとも出馬されないのか、町長のはっきりした意向を（2）次期町長選への出馬の意向について伺います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

後援会のほうで何回かお話をさせていただいて、皆さんのご了解は得ました。

表明が今になってしまったことは大変申し訳ありません。

というのが、11月がですね、国交省とか農水省とか、県知事要望とか県議会要望とかいろいろなのが、要望活動がずっと続いてまして、そこらあたりで表明するというのはなかなか難しかったという事情があります。

表明をしてこなかったんですが、今度、2月の第1日曜日が投票日になりますけど、今回の選挙には私は出馬をしないことを決めております。

よろしくをお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

今、我々は町長の出馬に関する決定事項を聞きましたが、出馬されないという意向は大変重いものであると認識を持っています。

この決定に至るまでの町長の考えと伺いますか、これを決定するに至った町長の思考の過程を（3）今表明された移行に関する現在の気持ちを伺います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、出馬しない理由なんですけど、これはもう一つに私の体調不良というか、自分の体の

管理がきちんと行ってないというのが1番なんです、今こうして仕事を普通にこなしてますけれども、議会の皆さんも職員の皆さんにもですね、いろんな方々にこれから多分ご迷惑をおかけすることになると思います。

というのが、多分これから手術をしなくちゃいけないというのが、前にありましてですね、このまま引かせていただければというふうに思っております。

次も応援するんで、次も頼むというふうに言っていた方たくさんいらっしゃいましたし、多くの皆さん方には、そういう応援をして応援をすると言っていた方々には心から感謝しております。

今誰にも言ってなかったものですから、突然の表明ということですね、申し訳ないんですけど、ご意向に沿えずにですね、本当にわがままを通させていただいて、大変申し訳ありませんでした。

何事でもですね、やはり引き際は大事だと思いますので、やはり体力的な限界というか、体調不良というか、そういうものが原因で、今回、引かせていただくということになります。

3年前にですね無投票で当選をさせていただいたときに、次は77歳になるというのは自分でも、予感めいたものがあってですね、そのときも体調は余り本当ではありませんでしたので、どうかなって自分で思いながら、こういうことになるのかなというふうな予感があったんですが、今回、そういうのが現実になったということでもあります。

今後はですね、2月18日までしっかりと任期を全うさせていただいて、そして、新しい町長にですね、今後のことはしっかり引き継いでいきたいというふうに思います。

今はですね後援会の皆さん初め、応援していただくとおっしゃっていただいた方々にはですね、本当に申し訳ないなというふうに思ってるんですが、住民の皆さんとそれから議会の皆さんと職員の皆さんに心から感謝を申し上げて自分の気持ちをお伝えしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

質問事項2、中学校の制服について。

保護者からアンケートをとり、新たに制服が変わると聞いておりましたが、(1)令和何年度から制服が変わるのか、また制服の価格を伺います。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

現在、多良木中学校のほうで、令和8年4月を目標にですね、検討を進められております。

制服の価格はですね、まだデザイン等も決まっておられませんので、未定ではありますが、現在の制服購入費用に近い金額である5万円から6万円をですね、現段階では想定しております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

まだはっきり制服は決まってないということと、単価もまだ決まってないということで、それが分かれば、教えていただければと思います。

今までは男子はスラックス、女子はスカートでありましたが、アンケートはどのようにとられたのか知りませんが、最近女子はスカート、スラックスに分かれているようです。

本人の希望で選べるのか、(2)女子はスカートかスラックスどちらでもいいのか伺います。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

男女関係なくですね、スカート、スラックスどちらでも選択できるように、多良木中学校から現在制服メーカーにサンプルを依頼されております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

今までは兄弟姉妹などから譲受けたり、知り合いから貰ったりして少しの足しにできたと思いますが、新たに制服が変わると全額負担で購入しなければなりません。

ちなみに現在の入学時期の学生服、体操服一式で男子約9万3,000円、女子約10万5,000円ぐらいかかっているようです。

新しく変わったときの単価はまだ分かりませんが、今より上がるのではないのでしょうか。保護者は大変と思われま

す。またあるところでは、来年の4月より変わるようですが、公立多良木病院じゃありませんが、当分の間は現在の制服、新しい制服どちらでも良いようです。

多良木町の場合は、入学生が約80名ぐらいですから、新入生から新しくしたほうが良いと思われま

す。(3) 制服の補助金の予定はないか伺います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

今中学生の皆さんには入学準備金として2万円を準備をしております。

来年がですね、新しく中学生になる子どもさんは71名だそうです。

ですから、例えば制服代として1万円を上乗せするとしたら、3万円にするとしたらですね、71万円の増額が必要かなというふうに思っていますが、新しい町長が新しい予算を決められると思いますので、その辺りは許容範囲かなというふうに思っております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

その補助金に対しては、執行部のほうで、あと1年ありますから、よく検討していただければと思います。

質問事項3、旧多良木中学校の跡地、跡地について。

質問の前に9月定例会議の同僚議員の質問の中で、旧多良木中学校跡地の利活用に関して、町民にアンケート調査を行う旨の答弁があったが、進捗状況について、まずは伺います。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは、アンケート調査について、企画観光課より答弁をさせていただきます。

本年4月に旧中学校跡地等利活用プロジェクトチームを庁舎内に立ち上げ、様々な協議を行い、9月定例会議の落合議員のご質問に対し、町民へのアンケート調査を実施する旨を答弁させていただきました、11月に調査を実施させていただいたところであります。

16歳から19歳以下、20代、30代、40代、50代、60代、そして70代以上という各年齢層から無作為に抽出させていただきました1,800人を対象に実施させていただきましたが、現在約700人、39%の方より回答をいただいているところであります。

回答内容につきましては、議会にもお示しする予定ではありますが、回答期限を過ぎた現在でも少しずつご回答をいただいているところでありますので、もう少しお時間をいただければと思います。

今後は調査結果を参考にさせていただき、利活用の方向性等プロジェクトチーム内で協議を進めていきたいと考えております。

また、多良木中学校全生徒にも同様のアンケート調査をお願いし、本日現在212人の回答をいただいているところであります。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

アンケート調査が終わればまた結果を報告していただければと思います。

旧中学校跡地には上水道、下水道、用水路があります。

このことも利活用と並行して考えていく必要があると思います。

(1) 上水道、下水道、用水路の今後の計画を伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

はい。

それではお答えいたします。

上水道、下水道、用水路が敷地内に今敷設され走っており、利用されておりますが、先ほど企画観光課長が申し上げましたとおり、まだ用地の用途が決定しておりませんので、現在のところ、それらについては何も計画はしておりません。

しかし、いつでも敷設替などできるようにするために、上水、上下水道及び用水路の整備計画に対応できるように、用地周辺です、事前調査を進めていく予定をしております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

跡地の西側に上水道の井戸もあります。

多良木にも4か所井戸がありますが、この井戸が多良木町の井戸の中では1番よい水源と聞いています。

上水道、下水道、用水路の布設替、付け替えも必要になる。

そのためには、管理道か町道を外側に造ったほうがよいと思います。

(2) 敷設替用水路の付け替え、設計委託料、工事費用は考えているのか伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

まず、上水道についてですが、上水道につきましては、いろいろあそこの土地の利用ですね、盛土なども検討されております。

盛土を行った場合、布設替えが必要となるだろうと考えております。

盛土を行うことによりまして、既に今入っている水道管が深くなり過ぎるために管理ができなくなります。

よって、盛土を行う場合には、盛土後に深さ90センチから1.2メートル程度への布設替が必要と考えております。

工事費につきましては、管の種類、管の大きさ、深さにもよりますが、今のところ1メートル当たり安くても4万円前後かかるものと考えております。

次に下水道ですが、下水道につきましては、中学校だけではなく、野球場隣にあります住宅街、こちらの下水も流されておりますので、共用されております。

よって用途が、用地の用途が決まらない現状としましては、まだ何も考えておりません。

しかし、設計、工事にかかる費用は必要と考えておりまして、用地の件、用地の用途が決定次第ですね、即、測量設計、また工事へ移れるように、今後、それらの費用についてはお願いする予定としております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

やはりこの設計委託料と工事費用は多分億になると思いますから、早めの計画を立てられたほうがよろしいと思います。

次に、かさ上げにしても廃土で埋める計画でしたら、二、三年かかると思います。

また中学校跡地は洪水浸水想定区域であることから、そのままでは利活用できないと思われ、利活用が決まってからでは遅いと思います。

元のグラウンドでは1段下がっています。

そのために早くする必要があるのでは。

(3) 嵩上げはどのように考えているのか伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

嵩上げにつきましては、先ほど申されましたとおり、中学校跡地につきましては、想定浸水が3メートルとなっております。

現状の敷地から推察しますと、想定浸水高をクリアするためには、1.5メートルから2メートル程度の嵩上げが必要と考えております。

嵩上げを行う際には、盛土、嵩上げを行う際の盛土材につきましては、良質な河川掘削土、また建設発生土などの利活用を考えております。

また嵩上げを行う際には、面積、高さによっては、宅地造成及び特定盛土等規制法通称盛土規制法と言いますが、これ、これに基づきまして、熊本県への届出が必要となっております。

この届出は令和7年4月1日から届出が必要となりますので、そういったものも必要と今のところは考えております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

嵩上げも1.5メートルぐらいと言われましたけど、ここは、洪水浸水想定区域で入ってますけど、あそこを極端に上げれば、下鶴地区のほうの問題になるのではないかと私は思います。

ということは下鶴地区のほうはもう低くなりますから、下鶴は浸かるような形です。

だからそのところはよく検討していただければと思います。

それとまた現況では何も利用することができません。

早く嵩上げができれば、イベントなどの駐車場などにも利用できるのではないのでしょうか。

その件で早めに検討していただければと思います。

質問事項4、町営住宅について。

これまで議会で、これまでの議会で町長は口ノ坪の中央公民館跡地に町営住宅を建設すると表明し、解体、地直しが済んでいるが、(1)現在の町営住宅の空き状況を多良木、久米、黒肥地別に伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それではお答えいたします。

まず多良木地区ですが、こちら、多良木、黒肥地、久米全て11月30日現在でお答えさせていただきます。

まず多良木地区ですが、11団地ございます。

159戸、そのうち、入居されているのは133戸でございます。

26は空きということです。

この26戸の空きのうち7戸は政策的空き家となっております。

次に、黒肥地地区です。

5団地68戸、現在入居が47戸、空きが21ございます。

21のうち、政策的空き家が18戸でございます。

次に、久米地区です。

7団地82戸、55戸の入居でございます。

27戸が空いております、うち6戸は政策空き家となっております。

合計で309戸、235戸の入居、74戸の空き、うち政策的、政策空き家が31となっております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

空き状況を質問したのは、久米、黒肥地については入居される方が減ってると思います。

人口が減少していく中、今後の町営住宅の管理についても重要となり、建設するならば、共同住宅ではなく、一戸建てを希望される方が多いと思います。

また、建設土地としては多良木地区で、学校、病院、スーパーに近いところがよいと思います。

(2) 人口減少を踏まえ、今後の計画を伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

現在の住宅につきましては、昭和の時代に建てられたものもありまして、大分老朽化しております。

居住者の利便性を考慮しまして、今後におきましては、町中心部への建て替え、定住移住促進の観点から、居住者のニーズにマッチした住宅への建て替え等を行っていきたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

やはりもう今から建てるのは多良木地区でないかと多分入り手は余りないと思います。

もう黒肥地、久米のほうは余計人が減っていくと思います。

多良木町の人口が減少し、今後、労働人口の減少が見込まれる中、本町でも多くの外国人技能実習者を雇用している企業あるが、技能実習生を受け入れる住宅探しに苦慮していると聞きます。

(3) 本町の町営住宅は外国の技能実習生の移住場所として活用できないか伺います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

まず、結論としましては入居はできないということになっております。

理由としましては、多良木町町営住宅条例第6条におきまして、同居または同居しようとする親族があるものと規定されております。

いわゆる婚姻関係にあたり、婚姻を前提としたものでないと入れないということがまず第1にございます。

単身で入っておられる条件としまして、そのほかにはですね、高齢者等の諸条件がございまして、高齢者は単身でも入れるというようなことになっております。

外国の技能労働者へ提供することにつきましては、条例等の改正が必要であるためにですね、先進自治体、今後におきましては先進自治体の条例や現状、先進自治体の現状を聞き取りなどを行いながら、研究を行ってまいりたいと考えております。

また、外国の技能実習生が入居する際にですね、やはり既に入っておられる方々、この方々の理解が得られる、得られるかなどの諸問題があると考えております。

この諸問題というのがやはり、言葉が通じないとかですね、何か、怖いとかいうのがあろうかと思しますので、そういったところの理解もちょっと得ていく必要があると考えております。

○議長（宇佐信行議員）

4番。

○4番（魚住憲一議員）

やはりもうこの技能実習生というのは多分今から増えてくると思いますから、そのところもよく検討していただければと思います。

それでは私の質問を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで4番、魚住憲一議員の一般質問を終わります。

次に、8番、猪原清議員の一般質問を許可します。

8番、猪原清議員。

猪原 清議員の一般質問

○8番（猪原清議員）

おはようございます。

それでは、その前に、すいません、ちょっと電源も入れます。

まず一般質問の前に私の所属する、厚生建設文教委員会所管の所管課の答弁もございしますが、町政全般についての質問ですので、議長の許可を得たいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、許可いたします。

○8番（猪原清議員）

実は昨日ですね、球磨一周駅伝が行われましたが、職員の中からも選手として出ていただいた職員がいるという、いらっしゃるということで、その職員のご苦労に関しても感謝申し上げます。

それでは通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

質問事項の1、シニアカーの安全対策について。

シニアカーというのは、ご存知のとおり一般的には電動車椅子と言われているものがありますが、よく街角で見かける電動車ですね、そういうのがシニアカーに分類されているということです。

シニアカーについては、定義的には最高速度は6キロメートル、1時間に6キロメートル、道路交通法上は歩行者と同じに分類され、通行帯は歩道、またヘルメットの装着義務もありません。

近年は高齢者の自動車免許の返納とともに、全国的に増加傾向にあるようです。

また、新型コロナでの外出自粛もなくなり、外出自粛も減りですね、高齢者の移動手段として、便利な乗り物になっております。

中には雨の日でも傘を差してシニアカーに乗っておられる方も見受けられます。

私がちょこちょこやってるグラウンドゴルフにもシニアカーにゴルフの道具を積んで来られる方もいらっしゃいます。さすがに普通のゴルフじゃいらっしゃいませんけど。

その、今そういう状況である現在は、シニアカーでの事故が全国的に後を絶たないどころか増加しております。

先日も県内でシニアカーでの死亡事故が起きております。

niteという製品評価技術基盤機構によると、2015年から昨年2023年までの9年間のシニアカー事故は27都府県で55件、29人が亡くなっておられます。

そこで、町の現状を見ますと先ほどの傘を差して乗る人などについては、乗るその人の意識改革に期待することだと思うんですが、ハード面から言えば、通行帯である歩道整備の不備により、走りやすい車道に出て乗るといった人も時々見受けられます。

ちょっとその辺がですね高齢者ということで、意識がちゃんと道路交通法を理解されているかということもあるんですが、やっぱりこう車道は狭くて段差がある。車道じゃなくて歩道ですね。ほって車道のほうに広い車道のほうに出ておられ、そこで車と衝突されたり、あるいは、出るときに段差案に引っかかって転倒されたりという事故があるそうです。

ハード面も含めた、町としての高齢者、高齢者に限っていいですが、シニアカー事故防止に対する対応、今後どのように検討されていくか、お伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

まず、それでは、まず道路の管理者としてお答えさせていただきます。

町道につきましては、段差がある部分はまだ残っていると思われまので、調査を行いました、シニアカーだけでなく、車椅子利用者にも配慮した歩道改良に取り組んでまいります。

また、国道、県道におきましては、毎年、県などへ要望を行っておりますので、それらを継続して、県に早急な改良を行っていただくよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは私のほうからは、シニアカーのソフト面での安全対策についてお答えいたしたいと思っております。

シニアカーが分類される電動車椅子の全国での出荷状況につきまして、電動車椅子安全普及協会の資料によりますと、2011年から2016年までの出荷台数は、2万台弱で推移してはいますが、2017年以降は毎年2万台を超える出荷がなされている状況でございます。

町内の販売店に現状をお尋ねしましたところ、毎年、1台から2台程度販売しているとのことでございます。

購入者は高齢者で免許返納された方や自転車に乗ることが困難となった方が多くを占めているとのことございました。

シニアカーの事故防止対策としましては、販売時にメーカーから直接購入者に対し、操作方法や注意事項についてのレクチャーにより、注意喚起を促す対応がなされているということでございます。

また、多良木警察署では、シニアカーは道路交通法上、歩行者と同じであるため、歩道を通行する歩道がなければ右側通行するなど、交通ルールを遵守して利用してもらいたく、地域のいきいきサロンでシニアカーの安全運転講習を行っているとのことでございます。

この講習は多良木警察署に派遣の要請をいただければ、多良木警察署署員により、対応可能ということでございますので、各行政区の区長や老人クラブ会長、いきいきサロンの担当の方に講習の開催についてお願いをしてみたいと考えております。

本町の対応としましては、簡易版のシニアカーの安全利用や先ほども申しましたが、シニアカーは歩行者に分類されますので、自動車運転、運転者等への歩行者優先意識の徹底、思いやり、譲り合い運転の励行に関する回覧、防災無線、電光掲示板等により周知を行いまして、安全運転の啓発を行ってまいります。

また、例年2月に実施しております老人クラブを対象とした安全運転講習の際にも、シニアカーに関する講習を盛り込みたいと考えております。

さらに、このシニアカーの安全対策につきましては、本町のみの問題ではないかと思っておりますので、多良木警察署管内の他町村においても、回覧等による周知ができないか、お願いしたいと考えているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

建設課長、危機管理防災課長とも、すばらしい検討内容だと思います。

実は私も以前、ケアマネジャーという仕事をして、シニアカーを借りたいという方は、大変失礼なんですけど、場の駐車場を借りて、メーカーから車を借りて練習したことがあります。

私も実際乗りましたけど、一つ、昨日見てたら、坂道を発進する、してる時、走行してる時に、仮に、電源が切れてしまった場合は、後輪にロックがかかり、後ろに転倒される危険があるということで、その辺も私も詳しくは知らなかったんですけど、ああそういう危険もあるんだなと。

事故事例によっては側溝に転落したり、後ろから車に後ろとか前から車に追突、衝突されたりという死亡事例があるらしいんですけど、やはり今日のお二方課長の答弁を聞く限りではその辺の事故防止対策は今後期待できるのかなと思います。

今日はいくくもですね4人質問しますけど、みんな公立病院企業団の組合議員ですので、あんまり関係ないんですけど、ちょっと私もちょっと町長のさっきの質問の答弁で動揺してますので、これからどういう準備をしようかなと思ったもんですからちょっと今の公立病院企業団の話を出してしまいました。はい。

納得いく答弁ができたということで、質問事項の1は終わりたいんですけど。はい。

議長。そろそろ1時間経過しようとしている段階で、はい。

○議長（宇佐信行議員）

一応今猪原議員のですね、質問でございますが、開始から1時間経っておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

(午前 10 時 53 分休憩)

(午前 11 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい。実は今、本会議における一般質問の時間を試験的に 1 時間ということで。

○議長（宇佐信行議員）

副町長まだ。

すいません、やっと今到着されましたので。

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい、ぜひ副町長に聞いてもらいたって話だったのでよかったですよ。

一応試験的にですね、1 時間ということで、一般質問を行います、もう私の場合はもう全部シナリオもなんもかんも渡してますので、次も明確な答弁があるということを期待して、行いたいと思います。

実は今日の熊日新聞ですかね、県内の自治体の人口が 8 割減ということで、これは全国的に言えることだと思うんですが、町にとって喫緊の課題となっている、少子化の問題についてお聞きします。

深刻な近未来の課題ですね、実は今年の、今年中に生まれる多良木町の出生、生まれる出生者っておかしいですね、お子様は 25 人ということで私は少し衝撃を受けたところです。

私たちの時代は 1 クラスでも 40 人おりましたので、6 年後の小学校入学者は、単純に考えますと町内 3 小学校 1 分校で 25 人ということになります。

通告書にも書いていますが、教育長は以前に、私質問事項読んでなかったですね、そういえば。質問事項の 2 は小学校の統合はということです。はい。すいません。

仕切り直しはしませんので、教育長は以前に黒肥地小学校の一部が複式学級になるようであれば、小学校の統合も考えるとおっしゃってました。

これはもう間違いなくそのような事態になるのは明白な将来の事実です。

それでは教育長の今の考えを聞きたいということで、またそれ、取りあえず、教育長、今のお考えをお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君）

児童減少による将来の小学校統合についてのお尋ねであります。

議員ご指摘のようにですね、児童の減少に歯止めはかかっておりませんですね。残念ながら。

ちなみに、来年度の児童生徒数をご紹介しますと、多良木小が 189 名、久米小 57 名、黒肥地小、分校含めて 105 名、小学校合計 351 名になります。

去年に比べますと昨年度に比べる、今年度ですよ、今年度に比べますと 16 名の減少になります。

でこれから分かりますように歯止めが確にかかかっておりません。

このような状況を考えますと、まだ時期尚早ではありますが、小学校統合ということがやっぱり頭に浮かんでまいるのは私だけじゃないんじゃないかなと思いますけど。

以前、猪原議員さんとお話したときに、黒肥地小学校に複式学級が発生したらですね、そろそろ統合も考える必要があるかなというお話をしたことがあります。はい。

ただですね、誤解のないように申し上げておきますけれども、これは私の個人的な思いであるんですけども、黒肥地小に複式学級が発生したら、直ちに統合の検討に入るということではありません。

このことはご理解をお願いしておきたいと思います。

じゃあ、統合の目安はどういうものがあるか。

それは確かに今申し上げましたように、複式学級のこともあるんですけども、そのほかに

もあるんです。

例えば、児童の学力の状況、それから、授業の中での児童の活動の様子、どういう活動をしているか、児童同士の間関係、職員の数の問題、施設設備の問題、こういう具合に挙げてみますと、結構あるわけでありまして。

それよりも何よりもですね、私が思うには、地域の学校はその地域の教育センターあるいは文化センター的な存在でもあるわけでありまして。

単に子どもが授業を受けて学ぶ場所ではありません。

したがって、各学校の保護者、住民の方々のご理解がなければ実現は甚だ難しいと。

そして反対運動が起こってくる可能性も十分あります。

したがって、統合につきましては、焦らず、じっくりと状況を見ながら、その時期を判断していけたらと考えておるところであります。

その時期が来たら、隣のあさぎり町で、あさぎり町でもですね、取り組んだわけですけども、学校規模等適正化審議会というような名称だったと思いますけれども、そういうものを立ち上げて、その中でしっかり検討していただけたらと思っておるところであります。

それまではですね、やっぱり小規模校のメリットを最大限に生かした教育を行っていったらなあと思っておるところであります。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

そうですね、小規模校、いいことではあると思います。

私も小中学校1クラス40人で、中学校では8クラス、7クラス、小学校で4クラス、いわゆる黙っとけば目立たない子でした私は。

良くもなく悪くもなくということで、大変40人というのは、居心地がいいというか、いろいろいじめの問題とかもここありましたけど、いいと思うんですが。

やはり、今、教職員の数も減少傾向です、昨日もニュースで言っていましたけど。

やはりその辺も含めて、日本全体が人口減少ということで、将来は避けて通れない話かなと思うんですけど、いわゆる今、水上学園とか球磨清流学園とかですね、義務教育学校が郡内でもできております。

少子化に歯止めがかからない時代に突入しますと、当然水上学園や球磨村のように義務教育学校の創設も視野に入ってきます。

そうするとスクールバスとか、そういう送迎の問題ですね、広域になりますから。

学校の配置をどこにつくるか、これ先ほど教育長、まだ今のところその話は時期尚早ということでしたが、今後はそういう構想も必要になるかと思っております。

この前中学校に定期監査のとき行ってきたんですが、旧野球グラウンドがありました。そこで、あそこはいいなあ、小学校をつくるには最高だなという話で。私的には、これ雑談ですけど、ゴルフ練習場はどうだろうかという話もした、ネットがありますから。

旧中学校跡地もありますので、そこまで私からどうこうという未来設計はしませんけど、教育長が描く、これからの義務教育学校とはということで、今回はもしかして教育長最後の答弁になるかと思うので、もう1回、教育長、自論を。

まだ60分には少々ありますので、長々と話してくださいということはありませんので、義務教育学校構想について教育長の考えをお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君）

はい。

義務教育学園についてのお尋ねであります。

ご存じのように水上学園、それから球磨村ですね、が二つが現在、義務教育学園に移行しておりますけれども、義務教育学園も将来の一つの学校のスタイルであると思っております。

今の時代はやはり義務教育学園に移行しているところが多いですね、もう阿蘇、天草いろいろありますけれども。

それはやっぱりいろいろメリットが結構多いからだろうと思います。

私もいろいろメリットを考えるんですけども、幾つか頭に浮かんでおりますけども、ですからそういう面で、しかしデメリットもあるんですよ。はい。

ですからもろ手を挙げて万歳じゃないと思います。

そのメリットを十分に生かされるような学園であれば、やはり水、みんなで検討してですね、義務教育学園に移ってもいいかなという気持ちはしております。

どういうメリットじゃ考えられるのかなと思うんですけども、一つはですね、中1ギャップという言葉が聞かれたことあり、あるかも分かりませんが、その中1ギャップが緩和、解消されるんじゃないかなと思います。

といいますのは、義務教育学園になりますと小中一貫の教育になりますので、小学校の部の子どもが中学校に上がるときに、義務教育学園だと一環ですから、日頃から顔見知り、友達、上級生とも一緒に遊んだり、学習をしたり、そういう機会がたくさんあるわけですよ。ですから慣れてるわけです。上級生、中学生に対しても。ですからその辺は大幅に解消できやせんかなという思いはあります。それが第1点目であります。

それから第2点目はですね、小学生が中学生ともどんどん交流する場もあるわけですから、日常的にいろんなことを上級生から学びますので、精神的な発達、これが小中分かれているときよりももっと発達の度合いが大きいんじゃないかなと、それも期待できるだろうと思います。それから一貫校でありますので、年間を見通した学校の方針、それに合わせたカリキュラムを編成することができる、これは大きなメリットです。

一年、小一から中三まで、全部一貫した見通しを持った教育課程、教育の全体計画ですね、これを立てることができます。

それから小学校の先生が中学校に行き授業することもできますし、その逆もできますから、小学校の先生が中学校の生徒もよく知っている。その逆もありますよね。中学校の先生が小学校の子どもたちをよく把握している。

ですから、児童生徒の情報を共有しやすい、そして継続的な指導ができる。これは大きいんですよ。

特に生徒指導の問題は発生した場合なんか、先生方お互いに子どもの実態を把握しているということ、非常にメリットが大きいと思います。解決しやすいと思います。

それから小中合同の運動会、遠足、生徒会活動、こういった異なった学年同士での関わりが増えますので、お互いのコミュニケーションも活発になると。

結果として、いじめ、不登校の防止にもつながるんじゃないかなと思います。

そのほかにもメリットたくさんあると思うんですけども、いざ水、義務教育学園に移るとなれば、そういったメリットをですね、最大限に生かせるような義務教育学園にしていく必要があるかなと思っております。

じゃあ、時期はどうかと言いますとそれはやっぱりこれからしっかりと時期をいつにするか、様々な状況をにらみながら、これも対策委員会等でですね、検討していく必要があるかなあと思っております。

将来に期待しております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

さすが、教育長のうんとうなるような答弁で、本当に中1ギャップというのはですね私らの時代にもありました。

小学校から三つ、宮ヶ野小学校、柳野分校も含めて、中学校になったときに、思い出すのはもう、半世紀ぐらい前になりますが。

一つは、僕より頭がいい子がいたんだと、世の中には。

もう一つは、こんなきれいな人もですね、いたのかということ、私も、中1で初めて初恋というものを体験してですね、わあって、多良木小学校にはこう失礼ですけど、そういう好みの人がいなかったとか、やっぱりそれも中1ギャップだったのかなと今に思えばですね、教育長の話の聞けば。

様々なそういうギャップがあって、情報共有とか先生方の情報共有もできるということで、これ将来的にはそういうちゃんとした基礎基盤を作られた上でそういう学校の意向とかですね、もう十分に話し合っていていただければもう多良木町もその辺の教育環境は心配ないかなとは思いました。

同僚議員が質問される時間残して、この辺、ちょっと先ほどもう終わりかなということを知りましたので、そのご期待に沿えるように、ちょっと町長の答弁はですね、今回、あんまり聞くことなかったんで寂しい限りなんですけど、ちょっと私も動揺隠せませんのでこれ以上しゃべったら暴走し始めるといけないので、この辺で私の一般質問を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで8番、猪原清議員の一般質問を終わります。

次に、6番、久保田武治議員の一般質問を許可します。

6番、久保田武治議員。

久保田 武治議員の一般質問

○6番（久保田 武治議員）

それでは私の質問に入るんですが、まず冒頭に今日は開始早々に町長のほうから勇退ということで意思が示されました。

これまでの町長のご活躍、ご奮闘に心から敬意を表しますとともに、残りの期間、ぜひ健康に留意されて、町民の暮らし福祉向上、そして安心安全なまちづくりのためにですね、ご尽力いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

そして早速質問入りますが、私が所属する委員会に関する質問もありますので、議長に許可をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

許可いたします。

○6番（久保田 武治議員）

それでは、まず1番目のですね、国の重点支援交付金の活用についてってということなんですが、これは現在国会で審議をされてまして、間もなく可決する段取りになってるようです。

自公が少数政権になりましたが、国民維新ですね、宗派送って成立するような状況になっているようですが。

その中でですね、新たな経済対策として、重点支援地方交付金、臨時交付金の国民の安心安全と持続的な成長に向けて、総合経済対策を打ち出すってことで出てるんですが。

本町ではどのようなですね、施策を展開されるのかということでも幾つか挙げてるわけなんですが。

これは内閣府の地方創生推進室が出して、11月22日に発出してますので、恐らく、町長あたりもご覧になってるんだと思うんですが、特にこの中でですね、言ってるのはあれなんですけど、まず熊本県内でもですね、この2年で最低賃金が時給100円ほど上がりました。

今の10月からですね、952円なんです。

しかしそれでも全国では最低クラスということなんです。

長期にわたる賃金の低迷に物価の高騰が追い打ちをかけて、生活困窮者が増えている。

とりわけ少ない年金で暮らす高齢者は高過ぎる介護や後期高齢者の保険料で切り詰めた生活を強いられていますし、また物価上昇分を価格に転嫁できない、農林商工業者も厳しい経営を余儀なくされております。

今回政府が提出したこの支援交付金の予算が成立すればですね、直ちに自治体にもいろいろな交付金の額も含めた通知が来ると思うんですが、その中でですね、特に地方自治体についてはですね、可及的速やかに受けられるようにですね、低所得者支援枠に関する給付金、商品券やポイント、現金給付以外の方法により行われる給付も含めて、制度の可能な限り、早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたしますというふう書いてあるわけですね。

まずアですが、低所得者世帯支援枠の追加分として、住民税非課税世帯への3万円給付と子ども1人当たりの2万円給付、これは、ほぼほぼ決まっているようですが、さらに内閣府は自治体独自の上乗せは可能としておりまして、そういうことを含めて一体どのような事業を考えたのか。

低所得者世帯の支援の内容は先ほど紹介したとおりなんですけど、まずその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これより、町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

答弁をさせていただく前に、本質問事項の質問要旨アからウに関するご質問に関する答弁で、内容が重複する部分があるかと思いますが、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは答弁させていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金いわゆる重点支援地方交付金につきましては、先ほどの議員ご質問、ご説明のとおり、令和6年11月22日に閣議決定されました、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に低所得者世帯支援枠について、救急の支援及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する旨が盛り込まれたことを踏まえ、現在の臨時国会において、年内の補正予算成立を目指されているところです。

本町でも、過去、国交付金を活用した様々な低所得者世帯等への支援事業を行っており、ここで参考までにご説明させていただきますと、住民税非課税世帯等を対象としての給付金として、令和3年度より令和6年度まで、3億4,910万円、その他、令和5年度には水道料の基本料金の4か月分免除、同じく令和5年度にLPガス価格高騰対応生活者支援事業として1件につき1回6,000円の補助など、総計3億8,504万9,460円の給付等を行ってまいりました。

また、本年度、全町民を対象とさせていただき、1人5,000円分の商品券を配布させていただきましたところでございます。

今回の低所得世帯支援枠においては、交付限度額の算定基準日とされる令和6年12月13日に住民登録のある令和6年度住民税非課税世帯に3万円の支給及び子ども加算として、当該支給対象者の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円の支給業務を福祉課のほうで行う予定です。

ご質問の自治体独自の上乗せにつきましては、あくまでも推奨事業メニューを活用して、低所得世帯支援枠への給付に上乗せが可能ということですが、現時点では交付限度額に関して国から示されておりません。

しかしながら、現在、各課の係長に活用可能なメニューの抽出を依頼しているところでございます。

今後、国から示される交付限度額をもとに消費下支え等を通じた生活者支援の早期執行に向けた検討を行い、議会にもご相談させていただきながら、速やかな支給ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

次のイのですね推進事業メニュー枠として、生活者支援、事業者支援にLPガス使用世帯への支援、あるいはエネルギー価格や食料品等の物価高騰への支援等を上げているが、どのように活用されるかということなんですけど、ちなみにですね、この事業とは別に、あさぎり町では、今議会で飼料の価格高騰や牛肉の消費低迷などの影響を受ける町内126戸の畜産農家を支援するための畜産経営継続支援金3,500万円を可決しております。

この推進事業メニューについてはどのような取組をですね、行われるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それではお答えいたします。

推進事業メニューにおいては、生活者と事業者の支援を行うことができますが、できるだけ多くの町民の方に支援ができる施策を行いたいと考えているところでございます。

先ほどのアのご質問に対する答弁と繰り返しの答弁となりますが、現時点で交付限度額に関して国から示されておりません。

しかしながら、現在各課の係長に活用可能なメニューの抽出を依頼しているところでございます。

今後国から示される交付限度額をもとに、消費下支え等を通じた生活者支援の早期執行に向けた検討を行い、議会にもご相談させていただきながら、速やかな支給ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

それではウのですね、新たに追加された事業として、灯油支援や自治体の水道料金の減免にも対応となっておりますが、検討できないかということ、これについてはですねこのような連絡文書になっております。

地域の実情に応じて困難な状況にあるものをしっかり支えるとの観点から、これから厳冬期を迎えることを念頭に、灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、重点支援地方交付金のさらなる追加を行う。

ということで、地方公共団体における水道料金の減免にも対応するというふうな文章が入っております。

そこです、このことについてどのように検討をされるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それではお答えいたします。

新たに追加された事業ということですが、灯油支援は厳冬期への物価高騰対策として、今回特出され、水道料金の減免についても今回明確化されたものであると認識しているところでございます。

再度繰り返しの答弁となりますが、現時点で交付限度額に関して国から示されておりません。

しかしながら、現在各課の係長に活用可能なメニューの抽出を依頼しているところでございます。

今後、国から示される交付限度額をもとに、消費下支え等を通じた生活者支援の早期執行に向けた検討を行い、議会にもご相談させていただきながら、速やかな支給ができるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

それです、水道料金については昨年、4か月間の限定で基本料金の減免が行われました。

特に高齢者のお1人、2人暮らし、基本水量に満たないそういう利用者をはじめ、多くの方から助かってありがたいという声をいただいております。

そこでぜひ検討していただきたいということなんですが、まだ先ほどの課長の答弁にありますように、交付限度額が示されておりませんので、一体どの事業に一体どれぐらいのものが使えるかということですね、まだはっきりしないとは思いますが、しかし、なるべく速やかに各自自治体で検討してくださいということなんで、これまでの答弁を含めてですね町長の基本的小お考えを伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

担当課長のほうから、同じような答弁になってしまったんですが、課長が答弁したとおりだと思うんですが、ただこれまで低所得者の方々に対策に使われたお金が約4億円ほど、多良木町だけで使われているということは今初めて聞いたんですが、かなりの金額が国から財政出動されているということですね。

この交付金を盛り込んだ補正予算が12月12日に衆議院を追加通過しましたので、この後、参議院を通過して決まると思うんですが、この限度額まだ決まってませんので、決まったら早急に対応していきたいというふうに先ほど言われたことも含めてですね、早急に対応していきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

ぜひ速やかにですね、対応いただければというふうに思いますが、先月開催された区長懇談会の中でもですね、多良木町が他町村と比較して家計に対する助成金などが少ない、金額や回数、という疑問もありました。

実際にお隣のあさぎり、水上、湯前、数回の商品券、あるいはそういうお食事券、実際に発行されてましたし、そういうこととの関係でこのような疑問が出されたんだと思うんですが、やはり必要なのは困っている方に直接支援、こういったものをお願いしたいって声だと思うんですね。

ですからその辺も踏まえて今後ですね、対応をお願いできればということをお願いして、二つ目のマイナ保険証の問題について移りたいと思います。

これについては12月2日から健康保険証の新規発行が停止されました。

マイナ保険証の利用が基本ということになったわけですが、そもそも任意であるマイナンバーカードの取得を促進するために、保険証と連動されるこのやり方に、マイナ保険証を強制するな、現在の紙の保険証残してほしいなど開業医で構成される保険協会あるいは高齢者、障害者の団体からもですね、マイナ保険証への疑問や不信や反対の声はいまだに上がっています。

そこで、本町でのマイナ保険証の取得率や利用状況は一体どのようになっていますか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは答弁いたします。

令和6年9月時点での後期高齢者医療に係る本町の状況をお答えいたします。

まずマイナ保険証として登録が行われた方の割合は83.5%となります。

この値は全国平均より23%ほど高い割合です。

次に実際に医療機関などでマイナ保険証を利用をされた方の利用率は、外来のレセプトを基準としたデータで申し上げますと、26.2%となり、こちらも全国平均より11%ほど高い割合となっております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこで二つ目のですね、医療機関でも様々なトラブルがあって、利用率も10%台というふうに低迷しているが原因はどこにあるのかということですが、全国の病院や診療所でもですね、カードリーダーの不具合で顔認証がうまくいかずに待たされたとか、あるいは暗証番号忘れたとか、資格確認ができずに10割請求されたなど、全国の7割の医療機関で様々なトラブルが発生をし、利用率も、ここでは10%台というふうに書いておりましたが、直近の数字ではですね、28%台になったというふうになっております。

しかし、以前と低迷して、推進する立場での厚労省の職員や国家公務員の利用者が低調なんですね。

子育て世代や高齢者、障害者からもマイナンバーカードの取得すら困難、災害時には利用できない、マイナンバーカードを落としたりなくしたりが心配などの声もききます。

で、そこでですね、先々週、町の回覧でこのマイナンバーカードの紛失が増えていまして

いうチラシが回されました。

これは一体どのような事情理由から出されたものでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議員ご質問の回覧での通知の目的でございますが、まず、この回覧、12月上旬にマイナンバーカード窓口時間延長についてのお知らせというのを1面に載せておりました。

その裏面にですね、議員が申された、マイナンバーカードの紛失について載せております。

この載せた経緯につきましては、毎月約10件程度の紛失についてのご相談をお受けしている状況でございます。

紛失につきまして、紛失された後の対応をお知らせするとともに、紛失そもそもしないようという注意喚起を促すために、周知させていただいたものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

この中ではですね、自宅での紛失の場合についても、安易に再発行手続を行うのではなく、保管場所以外から発見されるケースが多数見受けられますから、時間をかけて隅々まで探していただきっていうふうに書いてますね。

しかし、高齢者がどんどん、いわゆる、認証的な人たちも含めてですよ、どんどんどんどん忘れてしまうということはある中で、こういうふうに、時間をかけてちょっとなかなか大変なんじゃないかなっていう思いもありますし、外で紛失の場合にはいろいろな手続も書いてありますが、要するに、やはり実際にそういう状況があるということだと思えますね。

マイナ保険証をですね、登録解除するっていう人たちも出てきてるんですね。

国策としても進められているわけですから、このマイナンバーカードの保険証がですね。

マイナンバーカードの取得率で交付金を加減するっていう、言わば飴と鞭で従わざるを得ない、そういう事情もやっぱりあるかと思うんですが、現在利用がですね、低迷している原因をどのようにお考えになってますか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議員ご質問の低迷している理由でございますが、一概には言えませんけれども、まずは本町の事例ではありませんがこのトラブル、マイナンバーカードを使って受付時にトラブルがあった事例というものをいろいろ新聞などで探してみました。

そうした場合、このマイナカード、まず、転職や転居などによって、ご自身の資格が変わってしまった際に、どうしても役場での手続と医療機関での手続で、若干の時間的ずれが生じます。

そういったケースで、資格確認がスムーズに行えなかったケースがあったというふうな事例を始めまして、マイナ保険証自体のですね、機械のリーダーの不具合、電子証明書の有効期限が切れたことによるとか、そういったいろいろな事象が新聞等で報道されておりますので、そういったトラブルがないように、今、現在お持ちの被保険者証をですね、優先して使われてる可能性もあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

先ほど紹介したように様々なトラブルがですね発生しています。

もともと、今の保険証を使えるのに、何であえてマイナ保険証っていう、そこら辺はもともと根本にあるんで、こういうふうなですね、今のいろんなものが出てきてると思うんですが、3番目のですね、マイナ保険証の未登録者には資格確認書が届けるといいうふうになってるんですが、実務の煩雑さからですね、全ての住民に資格確認書を送付する自治体も増えているという報道もありました。

本町では一体どのように対応されるのか。

また、その際の有効期限ですね、これはどのように設定されるのか。

その点は自治体の裁量になってると思いますんで、どんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは答弁いたします。

協会けんぽや組合保険など各医療保険では、国からの通知に基づきまして、マイナ保険証の未登録者に対して、有効期限が5年以内の資格確認書を発行するというふうになっておると認識しております。

そこで、多良木町の国民健康保険の話を申し上げますと、現在の紙の保険証の有効期限が令和7年7月末日となっておりますので、マイナ保険証をお持ちでない方に対しまして、資格確認書その紙の保険証の期限が切れる前までに発送する予定でございます。

なお、多良木町の国保で発行する資格確認書につきましては、これまでの紙の保険証と同様に、有効期間を1年とし、毎年8月1日付けで切り替える予定でございます。

これは前年度所得に応じて自己負担の割合や所得区分のなどの変更が毎年見直されるため、最新の情報を記載した状態を保つといった理由があり、このことにつきましては、熊本県内全ての自治体での国保で統一されているというふう聞いてます。

一方で、ITに不慣れな被保険者が多いとされる後期高齢者医療保険につきましては、今月12月2日から、来年7月31日までの間に限り年齢到達や転入などにより、資格が、資格に変更が生じた方に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を発行するという暫定的な運用について、例外的な取扱いが示されております。

議員がおっしゃっておられます、全ての人に資格確認書を送付する自治体も広がっているということございまして、私もその情報をいただきましたが、この件につきましては詳細な情報を現時点で確認はできておりません。

繰り返しになりますが本町としましては、電子資格確認を受けることができない状況にあるかどうかなどを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付するという事は認められていないものと解釈しておりますので、現時点ではございますが、国の通知に沿った形で資格確認書の発行業務に当たりたいと考えています。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

町長は、このマイナ保険証について、何らかのコメントをお持ちだと思いますが、全然ありませんか。

そうですか。

実はですね、マイナンバーカードそのものですね、言わば推進者っていうのは、財界なんですね。

今回の選挙の大きな要因になりました裏金問題、これをスクープした新聞赤旗なんですけど、実はこのマイナンバーのですね、個人情報を経営に利用するために、健康保険証を今回紐づけしました。

来年3月から免許証というふうになっているようです。

そしてあとですね、介護保険証、それから年金こういったものをですね、進めたいっていうのが財界の思惑です。

特にですね、注目すべきなのは、このマイナンバーの中核システム、情報提供ネットワークシステムをですね、内閣府から123億円で受注した5者連合のうち、4社がですね、5億8,000万円の政治献金をして円の政治献金をしています。

つまり今問題になってるのはそういうことなんですね、献金で政治がゆがめられるっていう問題なんですね。

特にですね、この中で、献金額が1番多いのが日立製作所3億4,000万、富士通1億2,000万、NEC1億2,000万、NTTデータ3,600万となっております。

つまり、財界の要請に応じてこういうマイナンバーですねどんどんどんいろんな個人の情報を紐づけして、昔、国民総背番号制と銘打って、国民の大反対を受けて、頓挫した、そう

いう経緯がありますが、こういうものですね、現在進められているそういうことを私は申し上げておきたいと思います。

特にです、トラブルや混乱に対応するには、回覧や防災無線だけでは不十分だと思うんですが、窓口での相談体制、あるいは丁寧な対応が必要だと思うんですが、それについてはどのように、今後進めていけますか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

はい、今後の相談の体制でございますが、住民ほけん課には戸籍のほうの担当課と健康保険のほうの担当課と二つ係がありまして、それぞれマイナカード自体の問合せに対応できる係と保険の資格などに関する対応できる係が双方あります。

よって、マイナ保険証の取扱いをはじめ、資格確認について、確認書に関して、町民の皆様がですね、疑問に思われることが多々あると思います、そういったご相談については、この住民ほけん課のほうですね、丁寧に応じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行議員）

はい、6番。

○6番（久保田 武治議員）

それではあと3番目のですね、水道PFASの有機フッ素化合物問題について、ちょっと伺いたいと思います。

13日付の熊日の社説をですね、ありまして、特に発がん性が懸念される有機フッ素化合物PFASですね。

これについても環境庁と国土交通省が全国の水道事業者の検査状況を公表した。

そこで、本町での検査状況はどうかっていうことなんですが、この中で述べているのは、2024年度に検査した1,745水道事業のうち、熊本など46都道府県の332事業所、約2割で検出をされたというふうになってます。

特に、国の暫定目標値である1リットル当たりの57グラム、これを超えた水道はなかったんだけど、熊本県内では産山村の簡易水道が全国で6番目に高かったというそういうことを記述しております。

そこで、その結果についてどのようになっているのか、まず伺いたい。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

本町における検査状況についてですが、原水、河川水や井戸水といったものですが、今町は7か所ございます。

そのうち令和5年10月に河川水を1か所、井戸水を1か所検査しております。

で令和6年9月に、井戸水を1か所、今年度中にあと1か所を検査する予定としております。

検査結果につきましては、全て暫定目標値を下回っているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

要するに目標値は下回ってるんだけど0ではないということですか。

全然検出されなかったっていうことと、若干出ましたけどっていうのは違いますんで、その辺。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

検査の結果につきましては、検査した全ての水源につきましては、0.00、ちょっと待ってください。

0.000005ミリリットル未満となっております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

では二つ目のですね。

○議長（宇佐信行議員）

久保田議員。

今切りがいいですから（1）番終わりましたですね、質問はですね、（1）番は。

ですから、ここでもう12時になりますので、ここで昼食のために暫時休憩をとりたいと思います。

よろしくをお願いします。

午後は一時より開会いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後01時00分開議）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで町長から答弁の訂正をしたいというふうな申出がっておりますので許可いたします。

はい、町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

すいません先ほど魚住議員の答弁の中で、えびすの湯の開館時間をですね間違えてしまいました。

私が言ったのは、9時、3時から9時までって言ってたんですけど、3時半から9時半までというのが正しいので、大変申し訳ありません、訂正させてください。

○議長（宇佐信行議員）

一般質問を続けます。

6番。

○6番（久保田 武治議員）

はい。

それでは3番目の（2）になります。

今年10月に町内の浄水場でですね、国が定めた暫定目標値の28倍の濃度のPFASが検出された、岡山県の吉備中央町、ここでは800人の希望者の血液検査を公費で実施するっていうふうになったんですね、専門家はPFASがですね、この汚染が河川あるいは地下水、大気、土壤に広がっているというふうに指摘をしていますし、そもそもこの目標値ですね国が定めている、これそのものですね、甘いというふうに指摘をしているわけです。

この暫定目標値は法令で検査が義務づけられておりません。

しかし、例えば、浄水場ではありませんが熊本県内でも、南関町、熊本市などで産廃処分場の施設で、この井戸でも目標値を超えるPFASが検出されてるっていう状況もあります。

そういうことを含めてですね、本町では今後この問題にどのように向き合うのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

ちょっとこの質問、質問にお答えする前に、午前中にですね、ちょっとお話ししておくべきでしたけどもしてなかったものですから、検査については令和7年度中にはですね、全ての水源を一応検査を終える予定としております。

ご質問の件につきましてですが、本町としましては水道はですね、町民の重要な飲料水でございますので、命に直結することもございますから、今後においては定期的に検査を継続していきたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

このPFAS問題について町長何かコメントございませんか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、議員お尋ねのPFASについては、今、全国でちょっと出ているところがありますのでですね、そこらあたりは十分注意しながら、しっかり検査を繰り返していきたいというふうに思っておりますので、これは住民の命に直結する事態ですので、もしそういうのが出たら大変ですので、そこはしっかり担当課のほうで、チェックをしていくと思います。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

このフッ素化合物のPFASですね、これに汚染された水あるいは魚介類を摂取すると、消化管から吸収されるということになりますと、これ公害の原点と言われる水俣病、チッソ工場から排出されたメチル水銀による汚染魚、魚介類の摂取によって、中毒症状が生じて68年たった今も訴訟が続き、決着を見てない。

そういう問題と非常にこれ構図が一緒なんですね。

そういう意味ではやはり自治体としての積極的な調査と情報公開をですね、行うべきだということを強調して、最後の質問に移ります。

4の不登校についてです。

小中学生の不登校が過去最多となったのが、本町での現状はどうかという問題なんですけど、この問題についてはちょうど1年前のこの議会で私質問いたしまして、そのときには、人吉球磨郡内で200人を超え、町内でも17名の不登校児がおり、学校現場でもスクールカウンセラーなどと連携し、魅力ある学級づくりの取組、あるいは不登校児の居場所づくり、そういう施策の取組あるいは担任の保護者面談や各校では、不登校対策委員会を組織して、全職員で対応しているなどの答弁がありました。

各地でですね、様々な取組をなされているにもかかわらず、2023年度に全国の小中学校で、年間30日以上欠席した不登校の児童生徒が、34万人を超えた、そして県内でも5,848人を数えて、過去最多を更新したとのそういう報道もなされています。

全国でですね、小・中学生が絶対的に減少している中で、11年連続で増えている。

このことはある意味で非常に深刻だというふうに思うんですね。

そこでまず、郡内や本町での現状について、どのようになっているのでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

全国的に不登校の問題が深刻化しており、本町においてもその影響が見られます。

さて、本町の状況ですが、令和6年11月末現在、町内小中学校で19名の報告を学校から受けております。

昨年度の同時期で、先ほど議員からありましたけれども、17名でしたので、2名増という結果になっております。

また、人吉球磨管内の不登校の状況ですが、少しちょっと古い状況になります、情報になりますが、9月末現在で134名の結果となっております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

では2番目になりますが、不登校が増える原因、要因についてはどのように把握分析されているのか。

それに関するいじめや体罰、暴力行為、こういうのなどはないのかどうかということなんですけど、先生や友達との関係、あるいは学校が楽しくない、勉強が面白くない、分からないなど様々な要因があると思いますが、国際連合はですね、不登校やいじめを例示して、日本の過度に競争的な教育制度が発達にゆがみをもたらしているとして、対応を勧告し続けています。

朝日新聞の投稿欄です、中学のほぼ3年間不登校だった男性、現在41歳で牧師をしているようですが、その原因は今考えると、精神的なバランスを崩して行けなかったんだというふうに思うというふうに言っています。

そしてさらにですね、不登校という呼び方も、もっとポジティブに、自主休校という呼び方がしっくり来るんじゃないか。

以前は登校拒否と言われて、いわゆるまさに問題児にされてましたね。

そしてさらにこの投稿したこの41歳ですね男性は、学校に行かない選択をしても自分で何かを選び取っていく経験は長い生涯にわたり生きる力になると思います。

学校に行けない、行かない子どもたちにふさわしい呼び方を考えるべきではないか。

さらに本人だけでなく、家族も大変なもんだ。

先日、NHKの朝でやりましたが、不登校のために、子どもを見るために、お母さんが仕事をやめて、そしてさらに、ずっと家にいますから食事の用意だけでも大変、あるいはフリースクールにやろうと思ったら5万円も6万円もかかるということで、これはまさに子どもだけの問題でないというそういう深刻な事態をですね放映してました。

そこです、今述べたことも含めて、答弁をちょっといただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

不登校の増加にはですね、様々な要因が絡んでいると考えられます。

学校での人間関係、学業の進捗、家庭環境、さらにはネットの影響、社会情勢などの社会的な要因など影響を与えていると認識しているところでございます。

さて本町の状況ですが、以前の答弁の繰り返しになりますが、毎月町内小・中学校から、不登校等に関する報告である定例報告が、報告が行われています。

内容は、欠席日数、欠席理由、不登校の場合は原因、外部専門家の活用状況等をですね、記入してありますので、その内容により状況を把握しているところです。

なお、本町の不登校のですね原因は定例報告の結果によりますと、本人の無気力、無気力で、や不安が多く、いじめ等学校における人間関係に起因するものは現在ありません。

またですね、体罰、暴力行為につきましては、厳格に調査をしております、全ての学校で指導を徹底し、現在そのような問題が報告されたことはございません。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

不登校の要因っていいですか、100人100様だというふうに思うのですが、まず3番目のですね、自治体や学校としての対応策について伺いたいということなんですけど。

文科省は空き教室を活用して、不登校の児童生徒がサポートできるような、そういう校内教育支援センターや教育課程を柔軟に編成できる学びの多様な学校、不登校特例校というふうにいるんだそうですが、そういう設置を進めています。

そしてさらにフリースクール、これも各地に増えてますね。

そういう設置や利用料を支援する、そういう自治体も出てきています。

そこで町や学校、教育委員会としての対応策をですね、どのようにお考えかということなんです、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、まずは学校と連携し、早期の対応を進めていくことがとても重要だと考えております。

不登校の問題については、本町でも大きな課題と認識し、教育委員会議、町内校長会でも毎回情報を共有しているところであります。

以前の一般質問でも答弁しましたが、各学校において様々な対応をいただいております。

が、なかなか改善には至らない状況にあります。

まず学校としましては、予防的な取組として、魅力ある学級づくりに努めていただいています。

一人一人の児童生徒に自己肯定感、自己有用感を感じさせることを目的に学級経営の充実を図っていただいています。

また、個別対応として、不登校児童生徒については個別に支援計画を立て、教育委員会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに町の福祉課、住民ほけん課、児童家庭支援センターゆかりの木、心理士等専門家、医療機関と連携しながら対応をしています。ほかにも在宅学習支援としてのタブレットの持ち帰りや登校しやすい環境を整備するための訪問指導など多様な選択肢を提供しているところです。

さらに現在、学校現場においては、不登校の初期対応として、欠席10日目までにはスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等専門機関との早期連携を図る「愛の1・2・3運動+1」を徹底し、校長先生を筆頭に学校総体で解決に向け日々努力をされております。

町教育委員会といたしましても中学校では毎月、小学校では学期ごとに1回、学校との情報交換の場を設け、密に連携を図っております。

さらに各関係機関と協力しながら、支援体制を強化し、早期の解決を目指して努力していく考えでおります。

なお、本町独自の取組としましては、昨年度より福祉課所管の子どもの貧困対策推進事業費県補助金を活用し、不登校児童生徒の居場所づくりとして、やすらぎ教室を開設しております。

利用者の人数は日によって違いますが、多いときは3名の利用がっております。

この事業の実施が子どもたちの自信を生み、登校につながっていければと期待をしているところでございます。

今後におきましても地域全体で子どもたちが支える環境づくりを進め、安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

教育長にもちょっと、所見を伺いたいと思うんですが。

○議長（宇佐信行議員）

佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君）

はい。

具体的な対応対策につきましては、今課長が詳細に申し上げました。

今後、今取り組んでいる対応対策をさらに徹底してですね、いくことをまず基本ではないかなと思っております。

私の感想をちょっと申し上げたいと思いますけれども、先日の報道で全国で34万人の不登校生が今出ているということを聞きまして、大変びっくりしたところであります。

私は教員になった頃不登校という言葉は聞かれませんでした。

それで数年か何年かたつうちに不登校というか、登校拒否ですね、登校拒否という言葉がマスコミ等も取り上げるようになりまして、登校拒否ってなんかなあって私、先生方は最初思ったんですよ。

登校、学校に行くことを拒否するのかと、こういう子どももおっとかなとそういう思いでした。

田舎の学校にあんまりほとんどいなかったと思うんですよ。都会のほうに多かったんじゃないかと思えますけども。

それが段々登校拒否という言葉が強過ぎる、子どもは決して登校を拒否してるんじゃない、行けないんだと。

だから不登校という言葉に変わってきましたですね。

その不登校が行けないんだから、学校に行けないんだから親も教師も登校を促すよう、促すことはするまいと、子どもの自主的な登校を尊重しようという考え方になってきましたね、はい。

そういう考え方が世間に広がりまして、親としても「ああそうか、あんまり行け行けと言われんばいな」というふうになりまして、余り強く「学校行かんね」というようなことを言わなくなってきたんじゃないだろうかと。

その頃から劇的に増え出しましたね。

ですから、行け行けと言われなければ、子どもはなるべくなら学校へ行きたくないとそういう心理もあつたのではないかなと思います。

ですから不登校という言葉が出始めた頃から不登校生の数が増えてきたというふうに思っております。

それで熊本県でも、どこでしたかね、何千人かなったげなど、何千人ていうか、1,000人になったとか、そういうときにもうこの県もびっくりしまして、全国で10万人になったげな、これ大事ばいということで、先生方も非常に心配したんですけど、以来この前の発表では35万人ということでもあります。

じゃあ、なぜそれは止まらないのかということですね。

先ほど課長も申し上げましたけども、個人によって様々な理由があるんですよ。

自分でも分からないって。自分でも行けない理由が分からない子がいっぱいいるんですよ。

何となく行きたくない、そういうのが、今、無気力ってさっき出ましたけど、学校に行っても無気力、行きたくない、そういう子が増えてきてますね。

まずもろもろ考えてみますと私は個人的な見解ですが、今の教育制度が今の子どもになじまない、なじんでないんです。

明治以来百何十年ですか、この教育制度は基本的に守られてきています。文部省の学習指導要領もあんまり変わってません。授業時数、年間1,022時間とか、ぴしゃっと決まっています。そして教科学習内容も全部決まっています。

そして、授業の在り方は、一つの教室に30人も40人も詰め込んで、1人の教師が一方的にしちゃべくりまくる。

そういうのは今の子どもの感性、物の見方、考え方に合致してないんですね。

今の子どもはですよ、ブラジルの子どもはサッカーボールとともに生まれてくるという言葉があるんですけど、要は日本だけに限らず、今の子どもはですよ、スマホとともに生まれてくる、それくらいスマホスマホでスマホをいじって1日過ごす。

これでは人間同士の人間関係形成、それから大きな集団への適応能力、こういうものは育ちませんよね。

ですからそういった子どもを取り巻く環境にも大きな原因があると思います。それと教育制度。

ですから、これもNHKでなんか放送してましたけども、ある不登校の子どもにインタビューしてましたけど、もう今は学校に行きたくない、なぜかちゅうと気持ち悪いつて。何が気持ち悪いか。同じ内容、同じ場所で、一緒に50分じっと座って勉強しなければいけない、これはとても気持ち悪いと。

そういうことを漏らしていた子どももいましたけどですね。

そのことを聞いただけでもですよ、教育制度そのものがなじんでないんですね。

熊大教育学部の〇〇準教授、この方も同じことを言っています。

子どもが、子どもの先ほど申し上げましたような物の見方、考え方、感性、こういうもの適合してないので、根本的に不登校の数を減らすならば、その辺をいじらなければいけないと。

今のは対症療法であるということですね。はい。

それで、もうまだ話せばいっぱいあるんですけど、時間も限られておりますので、私はやはり根本的に減らすならば、文部大臣が大鉦ふるって、今の教育制度を改革する必要があると思います。はい。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい、6番。

○6番（久保田 武治議員）

私も同感です。

最後に町長、何かこの問題についてちょっとないですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

そうですね、この問題難しいですよ。

本当は自分で自由に教わったり、自由に学習したりする環境があればそれでいいと思うんですけどですね。

でもなかなか先生に教えてもらわないと方向が分からないっていうのが一つありますし、そこから方向を少し教えてやるだけで、もう中まで入って学習するのは、それぞれの何ていうんすかね、個性に合わせた学習方法がいいんじゃないかなと最近は思いますよね。

はい、すいません。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

先ほどの課長の答弁にありましたようにね本町でも様々なね精いっぱい取組なされてるんですが、効果が上がってないっていうことも、これ、歴然とした事実ですよ。

とにかく何かとやっぱり苦労があたりだというふうに思いましたし、とりわけ現場で頑張っ

ていらっしゃる先生方もね、もっと大変だというふうに私は思うんです。特にやはり学力偏重主義、それから教職員の働き方や処遇の問題、それから親の貧富差による学力の格差、それから教員の増員や少人数学級の実現など、一学校や教育委員会の努力だけではこれ解決できない教育問題ですね。

ですから、地域としてやれることはやはり子どもを真ん中に、学校、教職員や保護者や地域住民が連携して、不登校の子どもたちにとって学校が自ら進んでいきたい、居心地のいい場所になるような、そういう取組をですね、やはり、やるしかないのかなっていうふうに思いますし、私自身もそういうことを教育委員会にも期待を申し上げてまた町にもですね、ぜひそういうところへの目配り気配りをですね、ぜひ持っていただければなということを申し上げて、私の吉瀬町長に対する最後の質問、31回目になりました。

終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで6番、久保田武治議員の一般質問を終わります。

次に、10番、前田文議員の一般質問を許可します。

10番、前田文議員。

前田 文議員の一般質問

○10番（前田 文議員）

10月、11月の行事が過ぎ、息つく暇なく定例会と私にとって、私にとっては、今年最大の一大事です。

午前中に町長から2月をもって任期を終えるということで、これまでのご尽力に感謝いたします。

この場の、まだこの場に慣れず緊張しますが、粛々と進めていきたいと思っております。

では通告書に従い始めたいと思っております。

質問、妊婦に対する支援について、1、ハイリスク妊婦の方で、遠方の分娩取扱施設へ受診しなくてはいけなくなった場合の交通費、宿泊費の支援はできないか。

ハイリスク妊婦とは、妊娠中に健康上の問題や合併症があるため、母体や胎児に対してリスクが高いとされる妊婦のことを示します。

妊婦の経過の上で、通院を余儀なくされますが、本町の方で、周産期医療センターへ受診された方は、本年度4月から直近までどのくらいいらっしゃいますか。

○議長（宇佐信行議員）

これより、町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは答弁いたします。

熊本市内の周産期母子医療センターへ通院されている本町の人数でございますが、年度によってばらつきがあります。

しかし現時点で2名程度はいらっしゃるのではないかというふうに認識しております。

なお、周産期母子医療センターは、母体、胎児集中治療管理室や新生児集中治療管理室など周産期に高度な医療行為を常時行うことができる医療機関とされており、熊本県内では、熊本市内の四つの病院だけが該当しているということでございます。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

2名ほどですね。では、町で行っている妊婦健診のスケジュールはどのようになりますか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それではお答えいたします。

本町では、妊娠39週までに14回分の妊婦健診と1回分の歯科健診を自己負担なしで受診することができます。

なお妊婦健診では定期検査をはじめ、超音波検査、血液検査、風疹ウイルス検査、子宮頸がん検査など、妊娠の週数に応じて様々な検査が無料で受けられます。

ただし、定められた項目以外の検査を受診された場合は、自己負担が生じることとなります。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

14回とお聞きしました。

1回目の初診はこちらでの受診になると思いますが、ハイリスク妊婦と診断が出ると、2回目からの13回は遠方の分娩取扱施設へ通院しなくてははいけません。

仮に熊本市市民病院まで行くと1回で高速代ガソリン代5,000円、13回通うと6万5,000円ほどになります。

体調が悪いと都度通院になります。

そして、出産のため、予定日前に前泊することになりますが、ハイリスク妊婦の方に金銭的な心配を減らしてあげて、安心して出産を迎えてほしいと思います。

この交通費と宿泊の支援はできないでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それではお答えいたします。

本町では、周産期母子医療センターへ通院などが必要な方に対する交通費及び宿泊費に係る支援は現在行っておりません。

一方で、熊本県では、今年8月に妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業という新規事業の説明を市町村に行っております。

この新規事業では、ハイリスク妊婦の方が60分以上の移動時間を要する通院に伴う交通費と宿泊費を一部補助するというものです。

例えば出産前に周産期母子医療センターとなっている病院にタクシーで通院した場合は、1回当たり1万6,000円を補助します。

また、出産前の宿泊費についても、1泊当たり6,000円を上限として最大14泊まで補助するという内容でございます。

なおこの事業の財源は国県が合わせて4分の3、市町村が4分の1を負担する必要があります。

そこで本町としては、令和7年度からの実施を、実施に向けて、現在検討を重ねておるところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10番（前田 文議員）

はい。

県からの、国県からの支援が出ているということでぜひ進めていただきたいと思います。

熊本市まで通うとなると妊婦さんなので、家族の協力が必要となり、平日に仕事を休んで送迎されると思うんですね。

せめて皆さんと同じ負担で出産していただきたいと切に思います。

では、次の質問です。

出産後の通院の交通費を支援できないか。

この件に関しては、出産し、出産した後、赤ちゃんと一緒に退院できたら1か月後に検診をその病院で受けます。

そうでなければ定期的に母乳を届けたり、お世話をしに行く通院育児が始まります。

1人の方にお話を聞くことができましたが、退院できるまで9回ほど通ったそうです。

先ほどの計算でいくと4万5,000円ほどかかります。

結構な金額だと思いますが、この交通費の支援はできないでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それではお答えいたします。

先ほども説明しましたが、県の事業では出産した後の通院費に対する支援は含まれておりません。

よって仮に出産後の通院支援を行った場合は、全てが多良木町の負担というふうになってしまいます。

そこでまずは、県の事業内容に沿った形で、この多良木町で実施できないかと。

言い換えますと出産前までの支援としての実施に向けてですね、検討ができないかというふうに現在考えております。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10番（前田 文議員）

はい。

どうせなら一緒に考えていただきたいなと私は思いますが、町長はどうでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

ハイリスク出産が増えてますよね。

原因はやはり、一概には言えませんが、晩婚化が進んでくるというのは一つあると思うんですが、せっかく前田議員が質問されましたので、人吉球磨の周産期の状況をちょっとお話をしておきたいと思います。

今、人吉球磨内で生まれる子どもさんの数は約450名ぐらいです。年間にですね。

ここ、これを今、出産のほうを担当していただいているのか、〇〇先生と〇〇先生お2人であと助産師さんと熊大からのお手伝いでしていただいています。

なかなか大変なんですけど、それ以外は、ハイリスクの方になりますので、日赤と熊大とそれから福田病院ともう一つは、市民病院ですね、この四つの病院でハイリスクの方々を受入れておられるということですね。

今の提案していただきましたけれども、先ほど言われた出産前の交通費とそれから前泊分の宿泊費ですね、こちらは先ほど担当課長も言いましたけれども、県のほうで、4分の3は出ると県と国で4分の3は出ると、それから町のほうは4分の1でいいということありますのでこれはもう、来年から、実施をし、できれば、これは次の町長が決められることだと思いますけど、実施はできるんじゃないかなというふうに思ってます。

それから、あとの出産後の支援についてですね、こちらちょっと研究が必要かもしれません

ので、ほかの町村も同じような悩みを抱えていると思いますので、他町村とちょっと話をさせてもらってですね、こちらはちょっと時間をいただければというふうに思っています。よろしくをお願いします。

それからですね、今あのこっちで前の医療センターに先生がいらっしゃったときは、熊大から来られた3人で出産を子どもさんを取り上げておられたんですけど、今ですね、総合病院の医療センターに先生がいらっしゃいません。

ですから〇〇先生と〇〇先生2人でやっておられるんですけど、市町村で熊大のほうにお願いに行っていてですね、周産期の先生を何とかできないでしょうかというお願いをしたんですが、熊本大学の医学部の教養課程が終わって、そのあと、産婦人科のほうに進まれる先生が極端に少ないということで、今産婦人科の先生方が不足してます。

主に仕切りを入れておられるのが、森都病院の〇〇先生という熊大教授を名誉教授なんですけど、その方に聞いてもなかなか産婦人科の先生がいらっしゃらないと。

ですから、やはり子どもが生まれにくい場所ということになると、非常に不名誉な場所になりますので、できれば今後努力して医療センターに先生に3名ほど来ていただいてですね、人吉で〇〇先生と、〇〇先生、〇〇先生はかなりご高齢ですので、これから何年か先ひよっとしたらできなくなる可能性もありますので、行政10市町村としては、熊大から、あるいは宮崎大学、大学の医学部から、周産期の先生に来ていただいて、医療センターで出産ができるような形にですね、持っていきたいと、今はそういうふうに思っています。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

はい。

先生方ももうご高齢ということで、でも多良木町、多良木町にも球磨郡人吉球磨にも出産される方はたくさんいらっしゃるので、先生方の確保はよろしくお願いいたします。

このアフターフォローの実施を、実施している市町村がありますので、子育てに対して力を入れている今積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そして、この事業が結構、町民の皆さん方も周知されているんですね。

まさに情報社会ですので、本年度から始まっている事業ですので1日でも早く取り組んでいただき、この方々にも間に合うのであればうれしく思います。

では、次の質問にまいります。

新婚、子育て世代の支援について、1、新婚子育て世帯の定住促進人口増加と町の活性化を図るため、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚子育て世帯に対して家賃の補助はできないか。

近年の人口減、人口減少や少子化が進んでいる中で、町の活性化と定住促進は喫緊の課題です。

特に新婚世帯や子育て世帯の定住は将来の人口減少を防ぎ、町の活性化につながる重要な要素だと思います。

本町でも結婚新生活支援補助金の事業に取り組まれており、その補助金対象経費に家賃も含まれているようですが、補助の概要についてお聞かせください。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それではお答えいたします。

まずは、結婚新生活支援補助金の事業の概要につきまして簡単にご説明いたします。

この補助事業につきましては、婚姻日において、夫婦ともに39歳以下の方で、前年度のご夫婦の所得額を合わせた額が500万円以下の方を対象に結婚された際に必要となる住宅の購入費や賃貸住宅を借り上げる際の敷金、礼金、家賃、また引っ越し費用、リフォーム費用を補助対象経費として一世帯当たり30万円、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円をそれぞれ上限に補助する事業となります。

議員ご質問の家賃につきましても補助対象経費に含めることができます。

ただし、補助上限額が決まっておりますので、家賃のほかに、引っ越し費用や敷金礼金なども補助対象経費に算入し、補助上限額に達した場合は、それ以上の家賃の支払いがあっても、

その分は対象となりません。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

では、この補助対象件数とそのうち家賃補助対象となった件数を教えてください。

○議長（宇佐信行議員）

竹下、新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

お答えいたします。

結婚新生活支援補助金を利用された世帯につきましては、令和3年度の事業開始から現在までに5件の利用がありましたが、そのうち家賃を対象経費に含めた件数は3件となっております。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

1年に1組が利用されているような状況ですね、この事業は1年間の家賃補助しかできません。もっと民間住宅に入居する新婚子育て世帯の負担を軽減することで、定住促進と人口増加につながると考えます。

例えば、福岡県芦屋町の子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助制度は芦屋町に転入し、民間賃貸住宅に住む子育て世帯に対して最大72万円の補助金が交付され、家賃の一部として、月額上限1万円を最長72か月、6年間、補助する制度です。

本町ではこのような制度は検討できないでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

お答えいたします。

これまで本町では様々な子育て支援策に取り組んでまいりましたが、ここ数年で急激に出生する減少と若者の流出が進行していることから、早急に何らかの対策を講じなければならないという思いではいるところです。

そこで、新婚子育て世帯への家賃補助ができないかのご質問でございますが、家賃補助は、確かに魅力的な施策の一つであると認識しております。

特に若い世帯や低所得の世帯、また、会社から住居手当が支給されない世帯にとっては、家賃の家計に占める割合は大きいことが予測され、その負担の軽減を図ることは、生活基盤の安定と定住意欲を高める効果、また、他町村からの転入増の一因となり得る施策であると考えます。

しかしながら家賃補助を実施するとなりますと長期的に安定した予算の確保が求められ、いかに財政負担を増やさず持続可能な制度設計をするかということが重要になってきます。

制度設計に当たっては、どの世帯を対象とするのか、補助期間をどう設定するのか、また、補助額も高過ぎると町の財政に負担をかけることになり、逆に低過ぎると補助の効果が薄れる恐れがありますので、条件の設定に関しましても慎重に行う必要があります。

また、事業の効果についても、実際にどの程度定住促進につながるのか、人口増加に寄与するかなども見極める必要があります。

仮に補助期間を5年と定め、補助期間が終了した後、定住につながらなければ一時的な効果しかありません。

補助効果を高める方策として、他の施策と包括的な支援を行いながら、町全体の住みやすさを向上させ、広く情報を発信することで、多良木町に住み続けたい、住みたいという魅力づくりも必要かと思っております。

家賃補助につきましては、魅力的な制度であるという反面、長期的な予算の確保と持続可能な制度設計が必要となりますので、今後も国県の動向や他市町村の事例等について情報収集し研究してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10番（前田 文議員）

そうですね。本町でも結婚新生活支援補助金が、っていう事業がありますが、これは成功していると思っています。

なので、もしよければこちらのほうも考えていただきたいなと私は思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

今、最後に議員おっしゃった、新婚の家庭ですね、500 万以下の場合と年齢で私もまあまあいい制度じゃないかなというふうには思っています。

議員提案の芦屋の 75 万円ですね、これは私も聞いたんですけど、随分と気前がいいなというふうには思うんですが、しかしあのやはりこれから若い方々が残らない町っていうことになる大変ですので、ここらあたりまたしばらくですすね担当課と研究をさせていただきたいと思えます。

どうやったら 1 番効果があるのか、もう既に家を借りて住んでおられる方々もいらっしゃいますので、そこらあたり、そして家を借りながら事業をされてる方もいらっしゃいますので、その辺の区切りをどうつけるのかあたり、いくつか研究課題があると思えますので、しばらく研究させていただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10番（前田 文議員）

本町は子育て世代に対していろいろな施策をされ力を入れていると感じています。

効果が出ないなら試行錯誤して善処し、その先に人口増加や若者の活躍の場も増えていくと思っております。

では次の質問に参ります。

中学校の部活動について、1、国や県が中学校における部活動の地域移行が推進されているが、多良木町の今の進捗状況を伺いたい。

今年 9 月に全日本中、日本全国中体連が全国大会の規模縮小を発表しました。

2027 年以降も実施する競技は、陸上、バスケット、サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトテニス、卓球、バトミントン、柔道、剣道、ソフトボール女子と縮小したもののまだ上げた競技の大会は存続します。

令和 4 年 4 月、令和 4 年 12 月に源嶋議員と、令和 5 年 3 月に落合議員が社会移行について質問されましたが、その時はまだ様々な問題があり、解決に向けて取り組んでいくとの回答でした。

先月、熊本市教育委員会では、2027 年以降も公立中学校の部活動を学校で継続する方針を公表しました。

国や県が地域移行を進める中、ある意味衝撃的でした。

熊本市は検討委員会を発足し 10 回の委員会を経てこの結果を出されましたが、本町の検討委員会の発足を考えていらっしゃいますか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

お答えいたします。

現時点での国の方針をですね、踏まえまして、熊本県の方向性としましては、令和 7 年度末までに休日の地域移行完了を目指すとともに、平日の地域移行に関しましても体制や環境が整った部活動、学校、地域から順次地域移行を進めるよう示されております。

この方向性を踏まえまして、本町もですね、中学校の部活動の地域移行を検討する場といたしまして、多良木町立中学校部活動地域移行検討委員会を本年 4 月の 1 日に設置し、初会を 11

月 19 日に開催をしております。

委員会のメンバーは、多良木中学校の校長先生、体育主任、PTA 会長の 3 名と部活動外部コーチの 5 名、また、スポーツ協会、スポーツ推進委員、あいあいスポーツクラブたらぎ、教育委員、社会教育委員より代表の方各 1 名を選出していただき計 13 名の構成となっております。

そのほかですね、教育長をはじめ、生涯学習課職員 5 名による調査検討計画等を行う作業部会も設置しているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10 番（前田 文議員）

そうですね。

落合議員のときに、検討委員会などを立ち上げてと答弁されていましたが、あれから 1 年 8 か月たってやっと 1 回目のが先月行われたということですね。

では、いつまでにどのくらいの回数を重ねて決めていくのか、本町の計画をお聞きします。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

先ほど答弁で述べましたが、第 1 回検討委員会を 11 月 19 日に開催しました。

会議の内容はですね国及び県の方向性、県内市町村の現状、本町の中学校の生徒数の動向、部活動の部員数の現状を説明した後ですね、指導者の確保、費用負担の面、先生方の働き方改革など、委員の方々から様々な意見が出たところでございます。

それを踏まえまして、次の段階といたしまして、中学校の生徒、小学校の高学年、その保護者や先生等にアンケート調査を行いまして、部活動に対する意見を集約した上で協議を行うように決定したところでございます。

現在はですね、作業部会である、教育委員会でアンケートの素案を作成中でございまして、2 月上旬に第 2 回の検討委員会を開催し、その後さらに検討を進めていく計画としております。

よって検討委員会の今後の開催回数、さらにですね、具体的な移行時期はですね、現時点では未定でございます。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10 番（前田 文議員）

順調に進めてもらいたいと思いますが、心配な点は指導者の確保や保護者の金銭的負担などが挙げられますが、そもそもの目的は先生方の働き方改革の一つで、しかし、子どもたちに不都合があってはいけないと思います。

あるクラブチームに参加している保護者の方に聞きましたが、月謝 1 万円、練習は基本週 4、遠征交通費、県内 500 円、県外 1,000 円、これが負担と思うか思わないかは違いがありますが、部活動より負担増だと思います。

生徒の選択肢が減ってしまうことになるのではないのでしょうか。

そこで、部活動の地域移行に伴い、生徒の支援に必要な経費がどのように変動するのか、それに対応するための予算はどのように考えていますか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

現在ですけれども、部活動の振興補助金として、町より 62 万円をですね、中学校に補助しているところでございます。

中学校のほうにお任せをしておりますので、各部への配分、用途はですね、中学校に一任しておりまして、大会参加費や遠征費用、消耗品費等ですね、購入したりして活用されているようでございます。

今後の状況ですけれども、現時点では何も決定しておりませんので、既にあいあいスポーツクラブに先ほど前田議員がおっしゃいましたけれども、移行した例を参考に検討委員会です

ね、よりよい方向に進むよう協議をですね、深めたいと考えています。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

地域移行になったとしても生徒の負担が増えないように助成する方向を考えていくことが検討委員会の設置の意味がなすところだと思います。

では2番。

運動部だけの地域移行が重視されているが、文化部はどう考えているか。

今、中学校には文化部として吹奏楽部のみが在籍していますが、昔は美術部などもありました。

絵が好きな生徒、書道が好きな生徒、ものづくりが好きな生徒、居ると思います。

今は絵もパソコンで描く時代です。eスポーツまであります。

現在部活動に加入していない4割ほどの生徒の中には、こんな活動をやってみたい生徒がいるのではと思いますが、この文化部の移行はどのように考えていますか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

多良木中学校の文化部はですね、現在吹奏楽部のみでございます。

で課題といたしまして指導者、練習場所の確保ですね、あと高額な楽器の購入費用等で課題が非常に多いためにですね、中学校にもお伺いして、教育委員会といたしましても、意向としましてはしばらく部活動として継続していく方向で考えております。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

部活動として継続していく方向だということですが、道具のそうですね金額の大きさとか仕方ないとしても1人にかかる費用は不公平にならないようによく考えていってほしいと思います。

次です。

文化部の専門的な知識や経験を持つ先生方、音楽や美術、書道などの指導経験を持つ先生を検討委員会のメンバーに参加させることは、議論を進めていくために重要かと考えていますが、専門の先生を検討委員会メンバーの中に加えることについてどのようにお考えですか。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君）

お答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたけれども、吹奏楽部は部活動として残す意向で考えておりますので、現段階ではですけども、芸術系の専門の方に検討委員をお願いする予定はありません。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

まだはっきり決まって決まったわけではなく、どちらに転ぶか分からない状況を考えて、受入れ体制を整えておいたほうがいいのかと私は思います。

では、教育長は、文化部の移行についてどのようにお考えですか。

○議長（宇佐信行議員）

佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君）

部活動についてのお尋ねであります。

文化部の移行についてどう考えるかということですが、現在、多良木中の実態としては吹奏楽部1つですね。

それで、社会のほうへ移行するためには、やはり先ほど課長申し上げましたけれども、条件

がありまして、指導者の問題ですね、それから、それを練習したり、あるいは運動の、運動部だったら練習したり、文化部も練習ですけどもそういう場所が確保できているのかどうかということですね。

それからそういう施設設備も整っているかどうか、それから予算的な問題、こういうものがやっぱりきちっと整わないとなかなか社会教育への移行というのは難しいと思うんです。

極端に言えば、それが整わないならば、町でそういう予算を組んで、そういう指導者も見つけ、会場も見つけ、予算も組んで、そして全部ただにして、そして公設のそういう練習場とか何とか教室とかを作る方法もあります。

しかしこれ莫大な金がかかるだろうと思うんですよ。

子どもたちの、そうとそれともう一つは、子どもたちの文化部に関するニーズがどれほどあるかということを考えなければいけませんね。

教育界では、もう一昔前まではもうスポーツオンリーだったんですよ。

もう部活サッカー、野球、勝て勝てそれいけどんどん、もう勉強なんか二の次でいいって。

もう先生の評価はですね、野球で優勝した、よか先生、サッカーで負けた、悪か先生そういう使命的な見方が部活の弊害でもありました。

だから、これはいけないということで、一時期ですね社会体育に移行した時期があったんですよ。ところが失敗しましたこれは。

失敗の原因は何だろうか。

それは社会人任せだから、教育スポーツではなくて、競争スポーツになってしまったんです。体罰はでてくる、なんで頑張らんかってビンタ打ったくったり、お前どまこんくらい根性しかなかとやと暴言を吐いたり、今で言うのはもうパワハラ教師ですよ。

それで、やはり、特に義務教育段階でのスポーツというのは、教育スポーツだから、教育的配慮を欠いた指導はまかりならんと。

やっぱり学校に戻せてなったんですよ。

そしたら、最近は働き方改革が非常に重要視されまして、もうやっぱ先生もちった人間らしい生活してもらわんば、土曜も日曜も祭日もない。

私の子どもも教員してるんですけど、日曜0なんですよ、土日祭日。子どもの授業参観にも行ったことはない、学校の行事に参加したこともない。これでいいんだろうかという疑問を持っています。

ですから大きな視点としては社会教育移行の視点としてやっぱり教師の人間らしさを取り戻すために働き方改革をしていこうと。

そのためにやっぱり社会教育への移行だと、社会体育への移行であるということですよ。

しかしそれにはなかなか条件が整わない。はい。そういうことになります。

でもですね、やっぱりゆくゆくはもう文科省や国や県が打ち出してる方向性は間違っていないと思いますので、そちらの方向に行くべきだろうと思います。

ただし、いろいろ条件がありますから熊本市内はそれが整わなかったもので、部活動を温存していくということですよ。はい。

ですから課題山積しておりますが、目指すべきは、運動も文化部も全部子どもを取り巻く社会人が指導していく、そういう方向に向かってほしいなと希望を持っています。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

いろいろ右往左往することほど難しい問題だということに気がつきました。

地域移行に関しては順調に進む点と課題点が見えてくることだと思います。

今後も地域との連携強化や支援体制の充実が重要になってくると思いますが、引き続き注視し適切な支援を考えていくことが必要だと感じています。

また熊本市のホームページに新しい学校の在り方についての答申が上げてありますので、参考にされ町独自の構想を練ってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで10番、前田文議員の一般質問を終わります。

ここで1時間ちょっと経過しましたので、暫時休憩を取ります。

(午後 02 時 09 分休憩)

(午後 02 時 16 分開議)

日程第2 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第2、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。それでは同意第3号「監査委員の選任について」お願いいたします。

監査委員に下記の者を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

令和6年12月10日提出、記としまして住所が熊本県人吉市東間上町2750番地の5、お名前が山崎信治様、生年月日が昭和34年9月13日となります。

提案理由といたしまして、山崎信治監査委員が、令和6年12月24日をもって任期満了となるためでございます。

信治さんですかね、すいません失礼しました。訂正させていただきます。山崎信治さんです。

略歴書のほうには山崎信治さんという書いてありますね、すいません。

略歴書のほうではですね、略歴、ここに書いてありますので、ご覧になっていただければというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号「監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、この採決は、起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは同意第3号「監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

着席をお願いします。

起立多数です。

したがって、同意第 3 号「監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第 3 多良木町議会議員の派遣について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3「多良木町議会議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおりに派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の+

+ 整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和 6 年度第 5 回多良木町議会 12 月定例会議を閉じます。

（午後 02 時 22 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員